

販売チャレンジパイロットショップ事業

公募要領

1 事業の目的

食料品・生活雑貨など生活文化産業系事業者の起業や事業展開を支援するため、テストマーケティングや販路開拓などを行うチャレンジの場を駅ナカ・街カドなど全市へ展開することにより、ひいては市内の賑わいの創出及び地域の活性化を図ることを目的としています。

- ・神戸市営地下鉄主要駅の駅ナカ、街カドなど多くの人が行き交う神戸市公共施設等に販売スペースを借り上げ、募集者の皆様に低価格で提供します。
- ・本事業では、小規模企業も出店しやすい格安な固定利用料を設定し、チャレンジを支援します。
- ・販売に必要な什器（ショーケース、棚、ワゴン等）は原則無償で提供します。
- ・必要に応じて利用者の事業の改善のための専門家を派遣します。

2 対象業種

衣食住の生活関連商材を取り扱う、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に規定する小売業、サービス業、卸売業又は製造業

※ただし、以下については対象外とします。

- (1) 区画内において調理を伴う食料品又は飲料を取り扱うもの
- (2) 公序良俗に反すると判断されるもの
- (3) その他、(公財)神戸市産業振興財団が不相当と判断するもの

3 応募資格

応募者は、以下の全てを満たす中小企業及び個人事業主です。

- (1) 中小企業基本法第 2 条に該当する中小企業者（以下「中小企業という。」）
- (2) 構成員の半数以上が市内企業である組合、業界団体等
法人の場合は、「みなし大企業」(※1)でないこと

※中小企業基本法第 2 条に該当する中小企業者の定義と具体例

業種分類	定 義	具 体 例
小売業	資本金の額又は出資総額が 5 千万円以下、又は常時使用する従業員が 50 人以下の会社及び個人事業主	飲食店、喫茶店、小売店、コンビニ、居酒屋、スナック、バー、製造小売業（パン屋・菓子屋等）、ガソリンスタンド、通信販売、持ち帰り・配達飲食サービスなど
サービス業	資本金の額又は出資総額が 5 千万円以下、又は常時使用する従業員が 100 人以下の会社及び個人事業主	清掃、クリーニング、理・美容、公衆浴場、不動産業、旅館、ホテル、民宿、ゲストハウス、観光施設、結婚式場、劇場、映画館、スポーツクラブ、カラオケボックス、情報通信業、ソフトウェア業、医療・介護・保育サービス業など
卸売業	資本金の額又は出資総額が 1 億円以下、又は常時使用する従業員が 100 人以下の会社及び個人事業主	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業 など
製造業	資本金の額又は出資総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員が 300 人以下の会社及び個人事業主	製造業、建設業、運輸業など上記以外のすべて

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める「性風俗関連特殊営業」(※2)、及び当該営業に係る接客業務受託事業を営む者でないこと

- (4) 中小企業又は法人の役員が暴力団等の反社会勢力でないこと、また反社会勢力との関係を有するものでないこと
- (5) 特定の政党、宗教を支援するものでないこと
- (6) 市町村民税に定める都道府県民税と市町村民税に滞納または未納がないこと
- (7) 各種法令（家庭用品品質表示法、食品商事基準、JAS法等）を厳守し事業を行っていること
- (8) 原則、P L（生産物賠償責任）保険に加入していること
- (9) 出店時に円滑に販売するための生産・販売体制を有していること

※上記の他、（公財）神戸市産業振興財団が不相当と認める場合、ご応募いただけないことがあります。

(※1) 「みなし大企業」の定義（以下の①～⑤のいずれかに該当する事業者）

- ①発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ②発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤上記①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねているものが役員総数の全てを占めている中小企業

(※2) 風俗営業法に定める「性風俗関連特殊営業」の営業種別

- ・店舗型性風俗特殊営業：ソープランド、個室マッサージ、ストリップ劇場・個室ビデオ等、ラブホテル・モーテル等、アダルトショップ、出会い系喫茶
- ・無店舗型性風俗特殊営業：派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ等通信販売
- ・映像型性風俗特殊営業：アダルト画像通信販売
- ・無店舗型電話異性紹介営業：ツーショットダイヤル、伝言ダイヤル等

4 募集内容

(1) チャレンジ場所

A. 随時開催 神戸市営地下鉄「三宮駅」・「名谷駅」

※三宮駅：令和4年12月28日まで、名谷駅：令和5年2月27日まで

B. 不定期開催 神戸市営地下鉄「妙法寺駅」・「学園都市駅」・「西神中央駅」等

※チャレンジ場所については、適宜追加することがあります。

(2) 出店料、販売スペース概要

各駅、施設の募集時期については、財団HPにて別途お知らせします。

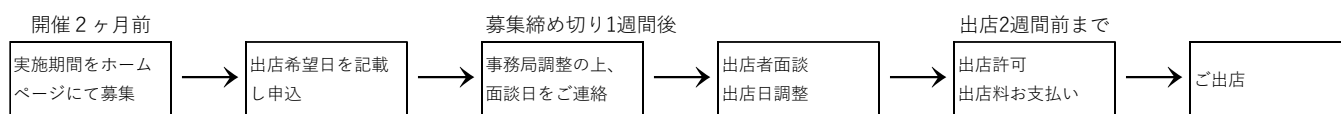
駅名	出店料(1日)	日程	使用可能什器	電源	倉庫	試食・試飲
三宮	7,500	火曜日～月曜日(7日間) 11:00～20:00	冷蔵対面ショーケース、販売台、バックパネル、デジタルサイネージ、レジ、レジ台	有	有	不可
名谷	2,500	2日～7日間 (日数、時間は応相談)	販売台、バックパネル、デジタルサイネージ、レジ、レジ台	有	有	不可
妙法寺	2,500	2日～7日間 (日数、時間は応相談)	販売台、バックパネル、デジタルサイネージ、レジ、レジ台	無(※1)	無	不可
学園都市	2,500	2日～7日間 (日数、時間は応相談)	販売台、バックパネル、デジタルサイネージ、レジ、レジ台	無(※1)	無	不可
西神中央	2,500	2日～7日間 (日数、時間は応相談)	販売台、バックパネル、デジタルサイネージ、レジ、レジ台	有	無	不可

(利用時の注意)

- ・出店料(1日)について
現在提示している金額は、コロナ対策の特別金額となります。次年度は500円追加した金額となります。
- ・搬出入時には、事務局スタッフ又はアルバイトが立ち会います。
- ・つり銭につきましては、各自ご用意ください。

※1 妙法寺、学園都市はポータブル電源のみ

5 申し込み方法



(1) 募集開始

実施期間2か月前を目安にホームページにて募集を開始します。

例) 7月～9月の期間に出店希望→5月1日～31日に募集

(2) 申込手続

下記①～⑥の必要書類に記入して、期限までにメール・持参または郵送にて提出してください。

●提出書類一式

- ①出店申込書（様式第1号）
- ②商品リスト（様式第2号）・・・食品企業のみ
- ③一括表示シール添付シート（様式第3号）・・・食品企業のみ
- ④商品リスト（様式第4号）・・・非食品企業のみ
- ⑤誓約書（様式第5号）
- ⑥以下の添付書類（初回申し込み時のみ）

【添付書類（個人事業主の場合）

- ・運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証等、本人確認のできる公的証明書の写し
- ・市町村民税の納税証明書
- ・直近の確定申告書の写し（確定申告書B、別表1の写し）
- ・直近過去2年間の決算関係書類
- ・開業届（開業年度で確定申告がまだの場合）

【添付書類（法人）】

- ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※3か月以内のもの（期限の目安）
- ・法人市民税の納税証明書
- ・法人税申告書別表1の写し（確定申告書類）
- ・直近過去2年間の決算関係書類
- ・事業概要の分かるもの（事業報告書、会社概要、パンフレット）

【添付書類（共通）】

- ・出店予定商品に必要な営業許可、販売許可の写し（必要な場合のみ）
- ・PL（生産物賠償責任）保険に加入していることが証明できるもの（写しで可）

※PL保険になじまない事業者については事務局にご相談ください。

●申請にあたっての注意事項

- ・新規で出店される方を優先とします。
- ・提出書類に不備がある場合は申し込みできません。
- ・提出された書類は返却いたしませんので必ずご自身で写しをとっておいてください。
- ・受け取りの連絡はいたしません。
- ・事務局の判断により添付書類が変更になることがあります。

・KOB Eそらゆめマルシェの趣旨・状況によってはこの段階で出店をお断りさせていただきます。何卒ご了承ください。

※申請書等は、公益財団法人神戸市産業振興財団 ビジネス開発部 ビジネス開発グループ（神戸市産業振興センター6階）で配布いたします。また、下記 URL よりダウンロードしていただくこともできます。 <https://www.kobe-ipc.or.jp/business/challenge/>

(3) 面談

公益財団法人 神戸市産業振興財団にて面談を行います。面談日時をご相談して調整させていただきます。

(4) 出店確定・出店料支払

面談後、出店日等詳細を調整した上で、出店を決定いたします。事務局が発行する請求書に基づき記載の期日までに事務局の指定する銀行口座への振込により支払ってください。その際の振込手数料は、利用者が負担するものとします。

入金確認後、出店許可（不許可）通知書（様式第6号）にて通知します。なお、（公財）神戸市産業振興財団（以下、「事務局」という。）が出店許可をした際に、出店契約が成立するものとします。

※出店が決定した時点から「申込者」を「利用者」と呼びます。

※以下の場合、出店をお断りすることがあります。

- (1) 通行人の動線を遮る、または通行人の視界の妨げになる場合
- (2) 公の秩序または善良な風俗に反する場合
- (3) 施設内の美観を損なう場合
- (4) 政治的、思想的意図のある場合
- (5) 虚偽、誇大な表現である場合
- (6) 設備上危険を生じる恐れのある場合
- (7) 施設運営の支障となる音声を発する場合
- (8) 構内営業者、事業者の営業の妨げとなる場合
- (9) その他、管轄官庁または事務局が不適合と認める場合

6 事業の変更・中止について

申請時期：出店決定日の1週間前まで（1週間前を過ぎると原則変更申請はできません）

内容：以下のいずれかに該当する場合は速やかに変更・中止の手続きを行ってください。

- (1) 出店の遂行が困難となった場合
- (2) 出店申込書（様式第1号）にて申請した内容に変更が生じた場合
- (3) 商品リスト（様式第2号、第4号）の内容に変更が生じた場合
- (4) 一括表示シール添付シート（様式第3号）の内容に変更が生じた場合

※ただし、以下に該当する場合は変更の手続きは不要です。

- ・目的及び能率に関係がない計画の細部の変更である場合
- ・目的に変更をもたらす場合ではなく、目的達成をより効率的にする場合と考えられる場合

提出書類：出店計画変更（中止）承認申請書（様式第7号）

※様式はホームページからダウンロードしてください。

7 その他

(1) 販売物品の搬出入、設置及び保健所等の諸手続きは、利用者が自己の費用負担及び責任において行ってください。また、陳列什器の搬出入については事務局担当者 と協力して行うものとします。

(2) 利用者は、利用可能区画の一部又は全部を第三者に転貸しすること、又は業務等の委託をすることを禁止します。

(3) 期間中の売上金、釣銭、販売物品、陳列用什器等の保守、安全管理は利用者が自己の責任において行うものとし、利用者が取扱う物品の品質、その他部品販売にかかる顧客への責任は全て利用者が引き受けるものとします。また、本事業は利用者の売上を保証するものではなく、事務局は販売結果に対してその責を負わないものとします。また、天災又は事務局の責に帰さない火災、盗難、物品破損等により利用者の蒙った損害に関しても、その責を負わないものとします。

(4) 利用者又はその使用人、関係者が区画設備および建物の共用部分・公共部分等を損壊又は滅失（以下「損壊等」という。）したときは、直ちに事務局に報告しなければなりません。故意に区画設備および建物の共用部分・公共部分等を損壊等させた場合、事務局より損害賠償を請求します。

(5) 出店が終了したときは、利用者は設置した販売物品、陳列什器等を出店終了日までに、自己の負担において撤去し、当該物件を原状に回復し、事務局に明け渡してください。この場合、立退料その他の一切の負担は利用者に係るものとします。また、利用者による明け渡しと原状回復には事務局の立ち会いのもと行ってください。利用者が遅滞なく原状回復の処置をとらない場合、事務局より利用者の負担において適宜処置をとることができるものとし、利用者はこれに異議を申し立てることはできません。

8 出店完了後の手続きについて

(1) 出店報告

下記①の必要書類に記入して、期限までにメールで提出してください。

※②の添付書類についてはメール、郵送又は持参してください。

①出店報告書（様式第9号）

②添付書類（収支報告書、その他必要な書類）

(2) 出店報告にあたっての注意事項

- ・出店報告後の内容のやり直し、変更等はできませんので、資料が全て揃ってからご提出ください。
- ・提出された書類は返却いたしませんので、必ずご自身で写しをとっておいてください。
- ・受け取りの連絡はいたしません。

9 登録専門家について

事務局は、利用者の事業の改善等のため、以下の分野の専門家を配置します。

- (1) 食アドバイザー
- (2) 食品加工アドバイザー
- (3) 商品ブランディング
- (4) 食品・菓子コンサルティング
- (5) 雑貨バイヤー
- (6) 雑貨デザイン
- (7) 店舗設計デザイン
- (8) パッケージデザイン

申込書の希望若しくは事務局が必要があると認める時は、専門家を派遣します。

(回数は最大で3回まで 無料)

【様式集】

提出段階	書類名	様式番号
1. 申請の手続き	出店申込書	様式第1号
	商品リスト（食品）	様式第2号
	一括表示シール添付シート（食品）	様式第3号
	商品リスト（非食品）	様式第4号
	誓約書	様式第5号
2. 出店決定の手続き	出店許可（不許可）決定通知書	様式第6号
	出店計画変更（中止）承認申請書	様式第7号
	出店計画変更（中止）承認通知書	様式第8号
3. 出店完了後の手続き	出店報告書	様式第9号

【申請の提出先・問合せ先】

公益財団法人神戸市産業振興財団 ビジネス開発部 ビジネス開発グループ
販売チャレンジパイロットショップ事業担当
TEL 078-360-3209（土日祝を除く 9:00～17:30）
e-mail business@kobe-ipc.or.jp